

# 社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉車輌を外出が困難な市民に貸出しすることにより、買い物、通院などの日常生活の便宜を図るとともに、行事の参加や行楽の機会を促進することで、在宅福祉の推進に資することを目的とする。

## (貸出車輌)

第2条 貸出しする車輌は、別表のとおりとする。

## (貸出対象者)

第3条 この事業の対象者は、本巣市に居住し、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 心身障害者（児）
- (2) 介護を必要とする老人を含む団体又は個人
- (3) ボランティア活動を行う団体又は個人
- (4) 福祉活動を行う団体又は個人
- (5) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

## (利用手続き)

第4条 福祉車輌の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は福祉車輌貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、貸出し日までに会長に申請しなければならない。

- 2 申請（予約）受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までとし、貸出し日の属する月の3ヶ月前から受付けできるものとする。ただし、3ヶ月前が土日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日とする。
- 3 運転者は、運転免許証の写しを会長に提出する。

## (車輌の貸出)

第5条 福祉車輌の貸出し期間は、1回につき2日以内とするが、借用理由により7日以内まで貸出しできるものとする。ただし、3日以上の貸出しは、月1回を原則とする。

- 2 福祉車輌の借用・返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までの間とする。
- 3 年末年始（12月29日から1月3日まで）及び別に会長が定める日については、貸出ししないものとする。

## (利用料)

第6条 利用料は、無料とする。ただし、利用中の高速道路等の有料通行費、駐車場の使用料、燃料の追加費用などに係る費用については、一切利用者の負担とする。

## (貸出場所)

第7条 福祉車輌の貸出しは本会地域福祉課（糸貫ぬくもりの里）または、根尾高齢者生活福祉センターで行うものとする。

#### (遵守事項)

第8条 福祉車両の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車両を目的外に使用しないこと
- (2) 福祉車両を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 福祉車両は適切な管理のもとで運行し、保管すること
- (5) 申請書に記載された運転者以外の者に運転させないこと
- (6) 利用者は、利用許可証を見やすい場所に提示すること

#### (車両の貸出及び返還時の点検)

第9条 車両の貸出し及び返還は、本会の指定する日時場所で行い、車両点検表（様式第2号）に基づき、本会及び利用者双方において点検し、確認するものとする。

2 利用者は、返還時に当該車両内を清掃し返還するものとする。

#### (貸出中の事故等)

第10条 利用者は、利用期間中にその責任に帰すべき事由により車両の滅失、または棄損したときは、直ちに本会に報告し、その指示を受けるものとする。

2 車両の利用期間中に発生した事故等については、利用者の責任において事故処理の終結に至るまで、一切処理するものとする。

3 利用期間中における車両の事故等について、明らかに利用者の過失により生じたと認められるときは、利用者の責任において処理し、それ以外については、本会と協議のうえ処理するものとする。

#### (破損等の修繕)

第11条 破損等の修繕は、次に定める。

- (1) 貸出中、明らかに利用者の過失により人的、物的事故を起こした場合、車両保険内であれば本会が負担し、車両保険外は利用者がすべてを負う。
- (2) 使用中、修繕が必要な事態が発生した場合、利用者の故意又は過失でないものであれば、本会に報告し修繕を受け、その修繕費は本会で負うものとする。

#### (損害賠償)

第12条 福祉車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、当該福祉車両が加入する保険の範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、利用者の責任において負担しなければならない。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉車両貸出事業の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 「社会福祉法人本巣市社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱」（平成16年4月1日施行）は平成30年4月30日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表

## 社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会 福祉車輛貸出車輛一覧

No.	車種名	車両番号	排気量	種別	初期登録月	特殊装備	配車場所
1	トヨタ ハイエース	岐阜800 さ4678	2430cc	普通自動車	平成12年11月	リフト付ワゴン車	糸貫ぬくもりの里
2	ダイハツ ムーブ	岐阜51 ち8770	650cc	軽自動車	平成16年 4月	スロープ電動乗降ベルト式	糸貫ぬくもりの里
3	ダイハツ アトレー	岐阜51 た7105	650cc	軽自動車	平成16年 2月	スロープ電動乗降ベルト式	糸貫ぬくもりの里
4	ニッサン クリッパー	岐阜80 あ1723	650cc	軽自動車	平成22年 2月	スロープ手動固定ベルト式	糸貫ぬくもりの里
5	スズキ エブリイ	岐阜580 つ363	650cc	軽自動車	平成12年 6月	スロープ電動乗降ベルト式	根尾生活支援ハウス

様式第1号 (第4条関係)

## 福祉車輌貸出申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会長 様

住 所 本巣市

申 請 者

氏 名

(印)

電 話 ( ) -

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時 まで、次の  
目的のため福祉車輌を使用したいので、要綱第4条1号の規定により、許可されるよう申請し  
ます。また、運転に関して交通ルールを守り、安全運転に努めます。

使用目的				
使用区間				
使用団体名 又は個人名				
運転者	住 所		登録番号	
	氏 名		免許証番号	
助手氏名				
摘要				

## 車 輛 点 檢 表

1. 利用者名 \_\_\_\_\_

2. 利用日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( )

3. 車輌番号  4678  8770  7105  1723  363

4. 点検項目(下記表内レ点チェックしてください)

点検個所	点検内容	点検結果		摘要
ハンドル	遊び・がた・振れ	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
ブレーキペダル	踏みしろ・きき具合	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
サイドブレーキ	引きしろ・きき具合	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
タイヤ	空気圧・亀裂・消耗	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
エンジン	排気の状態	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
燈火装備(ウインカー等)	点滅具合・損傷等	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
警音器(クラクション)	作用	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
計器類	作用	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	
車輌外観	損傷等	異常あり <input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	

※ 上記以外に異常がある場合は、連絡事項欄に記入してください。

【連絡事項欄】


5. 燃料チェック

4 / 4  3 / 4  2 / 4  1 / 4  0 / 4 6. 確認者氏名 \_\_\_\_\_ 

# 福祉車輛貸出事業職員対応マニュアル

## (利用手続き)

第4条 福祉車輛の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は福祉車輛貸出申請書に必要事項を記入のうえ、貸し出し日までに会長に申請しなければならない。

- ①申し込みは、3か月前からとし、貸出しは申し込み順とする。
- ②運転者の免許集をコピーする。（毎年更新していく）
- ③電話で空き状況を確認後、貸出申請書を提出してもらう。

## (車輛の貸出)

第5条 福祉車輛の貸出し期間は、1回につき2日以内とするが、借用理由により7日以内まで貸出しできるものとする。ただし、3日以上の貸出しは、月1回を原則とする。

2 福祉車輛の借用・返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時15分までの間とする。

3 年末年始（12月29日から1月3日まで）及び別に会長が定める日については、貸出ししないものとする。

- ①3日以上の貸出しについては借用理由を確認し本会が認めたものについて貸出する。
- ②休日または8時30分前の鍵の受け渡しは、その直前の平日とする。
- ③休日または平日の17時15分を過ぎる鍵の返却は、ポストに入れるものとする。

## (利用料)

第6条 利用料は、1泊2日までは無料とする。ただし、利用中の高速道路等の有料通行費、駐車場の使用料、燃料の追加費用などに係る費用については、一切利用者の負担とする。

- ①3日以上の貸出しについては、ガソリンを満タンにして貸出を行う。

## (車輛の貸出及び返還時の点検)

第9条 車輛の貸出及び返還は、本会の指定する日時場所で行い、車輛点検表（様式第2号）に基づき、本会及び利用者双方において点検し、確認するものとする。

2 利用者は、利用期間中に利用許可証を提示するものとする。

3 利用者は、返還時に当該車輛内を清掃し返還するものとする。

- ①返却時にガソリンの残量を確認し、少ない場合は次の貸出しまでに給油しておく。